



「悩みの種」ランキング

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■法テラスでは、日々、地域の皆さまからさまざまなご相談を承っています。しかし一方で「これって弁護士にわざわざ相談すること?」「そもそも法律問題かどうか分からない」と、相談すること自体を躊躇される方も多くおられるかと思えます。そこで今回は、皆さまがどんな問題に直面したときに法テラスを訪ねてくるのか、ランキング形式で発表しようと思います。

■第3位は、相続問題です。どんな人でも、なかなか避けては通れない相続の問題。「故人に借金があることが分かった」「相続登記の手続きについて聞きたい」「故人の銀行預金はどうすればいい?」など、相続にまつわる多くのご相談が寄せられています。

■続いて第2位は、離婚問題です。離婚手続き一般に関するご相談から、そこから派生する不貞相手への慰謝料請求、子どもの親権や養育費の問題など、寄せられる相談はさまざまです。夫婦間の話し合いで円満に解決できるのが理想ですが、円満に話し合える関係だったら、そもそも離婚に至らないものなかもしれません。

■そして栄えある(?)第1位は、借金に関するご相談です。「借金地獄に陥ってしまいもう生活できない」「自己破産を考えているけど勇気が出ない」といったご相談から、TVCMなどでも馴染みの「過払い金」に関するご相談など、やはりお金に関する悩みは多いようです。

■このほかにも、労働問題や消費者被害など、皆さまの悩みの種はさまざまなようです。こうした問題に直面したときは、一人で抱え込まず、専門家に相談してみることも検討されてみてはいかがでしょうか。

■さて、当事務所では、今回ご紹介させていただいた種々の相談はじめ、皆さまからの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-3383-8366)まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-3383-5563)でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

気持ちよく働こう!
10月は**年次有給休暇取得促進期間**です

仕事は計画を立てて行うもの。
それでは休暇は?

「仕事休もっ化計画」

働いている皆さんへ

年次有給休暇の取得には、会社に申し出ることが必要です。仕事は計画的に進めるあなた。年次有給休暇についても、職場と調和を図り、計画的に取得しましょう。

経営者の皆さんへ

来年(度)の事業計画を検討するに当たっては、従業員の年次有給休暇取得を考慮しましょう。また、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度(計画的付与制度)もあります。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も

北海道最低賃金 (時間額) **810円**

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

【効力発生年月日】平成29年10月1日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外当割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には特定(産業別)最低賃金が適応されます。

【問い合わせ先】

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支署) ☎0138-23-1276